

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与にかかる人員及び設備基準について

(1) 人員に関する基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	専らその職務に従事する常勤の者1名
専門相談員	介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者。	常勤換算方法で2以上

※ 福祉用具専門相談員の要件変更について

平成27年4月1日より、福祉用具専門相談員は、介護職員養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）を要件から除き、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されることとなりました。

平成27年4月1日以降に新たに福祉用具専門相談員になるためには、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者又は福祉用具専門相談員指定講習修了者である必要があります。

【注】

- ① 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。
- ② 「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ③ 「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

(2) 設備に関する基準

設備基準	内容等
事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画	<ul style="list-style-type: none">・ 事務室 職員、設備備品が収容できる広さを確保すること。・ 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮したものであること。・ 福祉用具貸与事業を行うために必要な設備、備品
福祉用具の保管のために必要な設備及び器材	<ul style="list-style-type: none">・ 清潔であること。・ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を保管室を別にするなどして、明確に区別することが可能であること。
福祉用具の消毒のために必要な設備及び器材	<ul style="list-style-type: none">・ 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。
※保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合（委託）にあつては、設備又は器材を有しないことができます。	

※ 自宅を事業所とする場合や、他の事業と設備を共有する場合

レイアウトによっては指定ができないことがありますので、必ず事前に介護事業者課へご相談ください